五 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号)

(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)
(定款) (定款) (定款) (定款)	(定款) (略) (定款)
現	改 正 案

に限る。) ン取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもってするもの

三十二 (略)

十二の二 振替業

十三~十九 (略)

(略)

めるところによる。 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

□ 短期社債等 次に掲げるものをいう。

六十六条第一号に規定する短期社債 (平成十三年法律第七十五号)第一 ( 社債等の振替に関する法律 ( 平成十三年法律第七十五号) 第

||一に規定する短期商工債券||一に規定する短期商工債券||一年法律第十四号)第三十三条

八(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条

の三の二第一項に規定する短期債券

規定する短期社債「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に

律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力をの流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産不一資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条

するものに限る。)
オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもって価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有

三~十二 (略)

(新設)

十三~十九 (略)

6 第四項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定5 (略)

(新設)

めるところによる。

	ことができる。
	る農林債券(次項において「短期農林債券」という。)を発行する
(新設)	第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当す
	(短期農林債券の発行)
7~12 (略)	7~12 (略)
五・六 (略)	五·六 (略)
	る口座管理機関として行う振替業をいう。
(新設)	四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定す
四 (略)	四 (略)
、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。	債又は特定短期社債をいう。
二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社	項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社
それぞれ資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) 第	それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七
三(特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債	三(特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債
二 (略)	二 (略)
一 (略)	一の二 (略)
	へ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券
	五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)
	会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百
	有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的

ι	2 短期農林債券については、農林債券原簿を作成することを要し	定めがあること。	四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の	がないこと。	一年未満の日とする確定期限の定めかあり、かつ、分割払の定め
	作成することを要しな		限と同じ日とする旨の		、かつ、分割払の定め一